

深谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業に係る質問に対する回答

No	事項	内容	回答
1	フェンスについて	校舎の屋上にパネルを設置する場合フェンスが障害物になりますが、フェンスを撤去してもよろしいでしょうか。また、撤去に関して条件はありますか。	学校運営に支障でない限り、フェンスの撤去は可能です。ただし、生徒への安全対策のため、屋上出入口周囲に最小限のフェンス、門扉(施錠可能)新設が必要です。施錠管理をお願いします。なお、契約期間終了後は新規のものによる現状復旧をお願いします。
2	設置対象建物の選定について	校舎と体育館の両方が設置対象になっている学校が多いですが、校舎のみで応募することはできますか。また、その場合低圧での売電となった場合でも問題ありませんか。	公募要領2(2)のとおり、複数の建物が対象となっている施設の場合、必ずしも全ての建物を使用する必要はなく、一部の建物を使用する提案も可能とします。また、施設管理者としては低圧の売電も可能ですが、売電契約の可否等については、電力会社等に確認してください。
3	構造計算について	構造計算を実施してある校舎や体育館はありますか。ある場合、構造計算に関する書類はありますか。	完成後に構造計算を実施した対象建築物はありませんが、当初建築確認申請書に添付する構造計算書については、上柴中本校舎、上柴中体育館、明戸小本校舎、花園中体育館、花園小北校舎以外は保管してあります。
4	設置条件について	パネルやパワコンを設置する上での条件(制限)を全て教えてください。その条件以外の事項は、弊社で考案し実施してもよろしいでしょうか。	公募要領2(6)のとおりとします。なお、学校運営や地域住民の生活に支障が生じない事を前提とし、候補者が決定した後に、詳細について調整を行います。
5	工期について	工事を進める上で、工期と工事日に関して条件(制限)はありますか。	工期については、応募者からの提案によるものとし、工事日については、学校側との協議によるものとします。
6	施工方法について	パネルを設置する際、屋根(建物)に穴をあけたり溶接したりして施工してもよろしいですか。	契約期間終了に伴う現状復旧に配慮すると共に、防水処理を適正に施工すれば可能です。
7	パワコンの設置に関して	パワコンの設置場所に制限はありますか。また、壁に穴をあけて設置してもよろしいでしょうか。また、パワコンから発生する騒音に制限はありますか。	設置場所については、十分に学校と協議し、維持管理対策と防水処理を適正に施工すれば可能です。高周波音も含めた騒音については学校運営及び近隣住民の生活に支障のないように設置してください。
8	安全に関して	パネルの設置した場合の安全対策(耐震、強風など)の条件を教えてください。	公募要領2(6)のとおりとします。
9	フェンス撤去の可否について	八基小学校の屋上に設置しているフェンスは、太陽光設備の設置に伴い、撤去することは可能でしょうか(太陽パネルに日陰ができてしまうため)。	No.1の回答を参照してください。

No	事項	内容	回答
10	建柱の可否	太陽光設備設置箇所から連系東電柱までの距離がある場合、学校敷地内にケーブル支持の電柱を建柱することにご協力いただけますでしょうか。	学校運営に支障のない位置であれば可能です。ただし、行政財産目的外使用許可の申請が必要となり、「深谷市行政財産の使用料に関する条例」に基づいた使用料を徴収します。
11	アンカー打設可否	設備固定のため屋上床面や壁面にアンカーボルトなどで穴を空ける必要がありますが、打設は可能でしょうか。もちろん防水処理は万全にさせていただく前提でございます。	契約期間終了に伴う現状復旧に配慮すると共に、防水処理を適正に施工すれば可能です。構造的に補強が必要な箇所は補強をして下さい。
12	フェンス撤去の可否について	深谷西小学校の屋上に設置しているフェンスは、太陽光設備の設置に伴い、撤去することは可能でしょうか(太陽パネルに日陰ができてしまうため)。	No.1の回答を参照してください。
13	フェンス撤去の可否について	桜ヶ丘小学校の屋上に設置しているフェンスは、太陽光設備の設置に伴い、撤去することは可能でしょうか(太陽パネルに日陰ができてしまうため)。	No.1の回答を参照してください。
14	フェンス撤去の可否について	明戸小学校の屋上に設置しているフェンスは、太陽光設備の設置に伴い、撤去することは可能でしょうか(太陽パネルに日陰ができてしまうため)。	No.1の回答を参照してください。
15	公募要領2ページ、2募集概要(6)ーイに記載の雨漏り防止対策について	「必要な防水施工と施工者からの保証」とありますが、単なる瑕疵担保期間の保証でよいのでしょうか。あるいは借用期間中の保証となるのでしょうか。	公募要領2(6)の「施工者からの保証」は、最低限の瑕疵担保責任を意味するものとします。 なお、借用期間を通じて太陽光発電システムの設置に起因する雨漏りが生じない施工方法を、企画提案で示してください。太陽光発電システムの設置に起因する雨漏りが生じた場合は、公募要領2(6)のとおり、許可者の責任において速やかに原状復帰してください。
16	建物間の屋上のケーブル架線の可否について	各所ケーブル配線方法について、建物間の屋上へケーブルを架線することは可能でしょうか。	学校運営に支障のない位置であれば可能です。
17	屋上の設備、防水等修繕計画の有無について	各学校にて現在予定されている屋上の設備や防水などの修繕計画はございますか。	未定です。
18	公募要領1ページ、2募集概要(4)事業期間について	行政財産使用許可は毎年の更新とありますが、更新されない場合はあるのでしょうか。	原則として毎年更新されます。 更新されない場合とは、公募要領2(6)クにある「やむを得ず発電設備を撤去する場合」(どうしても移設先が手当できない場合等)および、公募要領3(3)と(4)に該当する場合です。